

## 中高年のひきこもりへの実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは、主に若年・青年層の課題と考えられてきましたが、最近では、就職氷河期世代を含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされています。政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模のひきこもりに関する調査では、40歳から64歳のひきこもりが全国で推計約61万人に上るとの結果が公表され、社会に衝撃を与えました。その中には、ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立する事例も少なくないと考えられ、こうした課題は当事者やその家族だけではなく、社会全体で受けとめるべきものとなっています。

これまで、政府は、都道府県や政令市でひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行うなどしてきましたが、今後は、より身近な場所で相談支援を実施し、社会参加の場を充実させるなど、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対し、より実効性のある支援と対策を行う必要があります。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. より身近な場所で相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口に出向型支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型の出向型支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けた出向型等を行うための経費について、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
  2. 中高年のひきこもりに適した支援の充実を図るため、中高年が参加しやすくなる居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会の実施等の取り組みを促進するなど、市区町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。
  3. 8050問題を初め、さまざまな世帯の複合的ニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、断らない相談支援や伴走型支援など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

枚方市議会議員 前田 富枝

〈提出先〉

厚生労働大臣